

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

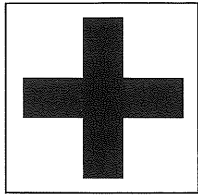
OCTOBER 2016
 VOL.579

10



●2016 10月号 CONTENTS●

平成28年度 全国労働衛生週間表彰……………2	平成28年度衛生管理者協議会研修会のご案内……………10
茨城県最低賃金改正のお知らせ……………4	介護事業所のための就労環境整備セミナーのご案内……………11
KYTTレーナー研修会のご案内……………4	雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、 合理的配慮の提供が義務となりました……………12
過重労働解消のためのセミナー……………5	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………14
労働保険概算保険料(第2期分)……………6	最低賃金ワンストップ無料相談……………15
労働保険料の納付について……………6	県内の労働災害発生状況速報……………15
労働保険料算定基礎調査を実施します……………7	平成28年死亡災害発生状況……………15
11月は労働保険適用促進強化期間です……………7	講習会のご案内……………16
10月27日～11月2日は電子政府利用促進週間です……………8	
育児・介護休業法等が改正されます……………9	



平成28年度

全国労働衛生週間表彰

日時：平成28年10月12日

場所：ホテルレイクビュー水戸

第67回を迎えた全国労働衛生週間行事の一環として、10月12日ホテルレイクビュー水戸で「平成28年度茨城県産業安全衛生大会」が開催され、優良事業場等表彰が行われます。

式典では、茨城労働局長と県内各労働災害防止団体長から表彰状が授与されます。

本年度の受賞者は次のとおりです。(敬称略)

茨城労働局長表彰

優良賞 株式会社 永谷園 茨城工場 (高萩市)
鹿島建設 株式会社 関東支店 筑波メディカルセンター第六次整備計画工事
(つくば市)

奨励賞 暁飯島工業 株式会社 (水戸市)
株式会社 ヨシダ (水戸市)
株式会社 ツムラ石岡センター (石岡市)
株式会社 イムラ封筒 筑波工場 (常総市)

功績賞 小松 満 独立行政法人 労働者健康安全機構
茨城産業保健総合支援センター 所長
一般社団法人茨城県医師会 参与
井上 利彦 有限会社 井上製作所 代表取締役社長
須賀 利夫 常総開発工業株式会社 管理本部安全部長

安全衛生推進賞

市毛 誠 京三電機 株式会社 第一工場 安全環境施設室主幹

一般社団法人茨城労働基準協会連合会長表彰

事業場賞 アイジー工業 株式会社 水戸工場 (城里町)
MCフードスペシャリティーズ 株式会社 (阿見町)
日新鋼管 株式会社 製造開発部 下妻工場 (下妻市)
高橋カーテンウォール工業 株式会社 結城工場 (結城市)
興建産業 株式会社 北関東工場 (境町)
株式会社 三友製作所 本社工場 (常陸太田市)
株式会社 三重工業 (大子町)
三菱化学 株式会社 筑波事業所 (牛久市)
鹿島サンケン 株式会社 (神栖市)

功績賞 岩田 芳明 一般社団法人茨城労働基準協会連合会 (水戸市)
麥澤 隆巳 株式会社 日立製作所 日立事業所 (日立市)
田中 佳浩 大丸鐵興 株式会社 (境町)

建設業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

事業場賞 株式会社 竹ノ下建設 (日立市)
株式会社 高田工務店 (つくば市)
株式会社 仁平工務店 (桜川市)
株式会社 小林工務店 (常陸大宮市)
増川建設 株式会社 (龍ヶ崎市)
株式会社 菅谷建設 (神栖市)

現場賞 郡司建設 株式会社 (土浦市)
株式会社 松永工務店 (石岡市)
有限会社 染谷建設工業 (境町)
株式会社 丸健工業 (古河市)
日立商事 株式会社 (常陸太田市)

功績賞 田口 恵一郎 田口建設工業 株式会社 (水戸市)
城之内 正男 信越エンジニアリング 株式会社 鹿島事業所 (神栖市)

職長賞 荒楨 昭夫 益子工業所 (大子町)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

事業場賞 アサヒ鋳業 株式会社 運輸部 (常陸太田市)
株式会社 産業ガステクノサービス (ひたちなか市)
株式会社 明伸 (水戸市)
筑波運輸 株式会社 (牛久市)
有限会社 関商会 (古河市)
三和運輸倉庫 株式会社 (古河市)

林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

事業場賞 茨城県北部林業協同組合 (高萩市)
笠間西茨城森林組合 (笠間市)

港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部日立支部長表彰

事業場賞 東洋船舶作業 株式会社 日立出張所 (日立市)

港湾貨物運送事業労働災害防止協会千葉総支部鹿島支部長表彰

事業場賞 鹿島東洋埠頭 株式会社 (神栖市)

《茨城県最低賃金改正のお知らせ》

～平成28年10月1日(土)から～ 時間額 771円

茨城労働局長は、茨城地方最低賃金審議会(会長 武田隆志)から答申を受け、茨城県最低賃金の時間額を24円引上げて771円に改正することを決定し、9月1日官報に公示しました。これにより、公示から30日後の本年10月1日(土)から効力が発生します。

この茨城県最低賃金は、本県内で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない制

度です。

仮に、使用者と労働者の双方が合意した上で最低賃金未滿の賃金額を定めた場合であっても、その賃金は無効とされ、茨城県最低賃金額が適用されます。

最低賃金についてのご質問・ご相談は

茨城労働局労働基準部賃金室
TEL 029-224-6216

又は、最寄りの労働基準監督署までお寄せください。

第361回KYT(危険予知訓練)トレーナー研修会のご案内

今般、中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンターにおいては、標記の研修会を下記により行うこととなりましたのでご案内申し上げます。

本研修会は、労働災害の無い明るく活力ある職場を形成するために、ゼロ災運動、危険予知訓練を中核となって推進するKYT(危険予知訓練)トレーナーを養成することを目的として開催されるものです。

KYT(危険予知訓練)は、危険に対して感受性を鋭くし、災害に繋がるヒューマンエラーを防止するのに有効な手法であり、本研修では、危険予知活動の基本手法から、現場で短時間でできる実践手法まで、実技中心に体験学習する充実したカリキュラムとなっています。

ゼロ災職場実現のために、一人でも多くの方々のご参加をお待ちしております。

記

- 開催日：平成28年12月1日(木)～2日(金)
- 場所：(一社)茨城労働基準協会連合会
中央安全衛生教育センター(水戸市渋井町堺橋263-1)
- 対象者：現場におけるゼロ災運動・KY活動の推進者、トレーナーとなる管理監督者、安全スタッフ等
- 内容：指差し呼称、基礎4ラウンド法、1人4RKYT、ゼロ災チームミーティング
- 参加費：参加費にはテキスト代、昼食代、消費税が含まれています。

区分	料金	割引料金
中災防賛助会員	31,890円	19,130円
一般	33,940円	20,360円

※受講料の割引料金が対象となる事業場は、常時使用する労働者数が300人未滿であり、かつ、労災保険の適用事業場です。(上記要件を確認するため、お申込の際に労働基準監督署の受付印のある直近の「労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)」の写しを提出いただくことになります。)

- お申込先・お問合せ先：中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター
TEL 03-5484-6701 **FAX 03-5484-6704**
〔URL〕<http://www.jisha.or.jp/kanto/>
(お申込用紙は、中災防HPからダウンロードしてください。)

- 申込期限：平成28年11月22日(火)
但し、定員(60名)に達した時は申込期日前でも締め切ることがあります。

平成28年度厚生労働省委託事業 過重労働解消のためのセミナー



残業時間を減らして業績をアップ ワーク・ライフ・バランスで社員もイキイキ

過重労働の解消を図るためには、各企業において自主的に、「長時間労働の削減」「労働時間管理」「健康障害防止対策」といった取組みを進めることが重要です。

本セミナーでは、労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、実際に取り組める事例の紹介などを盛り込み、詳しく解説します。

お問い合わせ先 委託運営LEC東京リーガルマインド 過重労働解消セミナー運営事務局

専用HP <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/> TEL 03-5913-6033 (平日9時~18時)

開催日時 平成28年10月20日(木) 14時00分~16時30分

開催会場 茨城県立県民文化センター(集合室8号)

参加費 **無料** 各回定員 **100名** 事前予約制 (先着順)

受講対象者 事業主の方、企業の人事労務担当責任者の方など

内 容 過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など

カリキュラム	項目	プログラム (150分程度を予定しています)
開始	セミナー概要、配布資料の確認	開講の挨拶・講師紹介
講義	チェックシートによる自社分析	セミナーの中で、過重労働防止対策のポイントを効果的に学べるように、自社の「過重労働状況」を分析
	(1)「過重労働」の現状と企業経営に与える影響	脳・心臓疾患、精神障害の労災補償状況から見る、過重労働の現状を説明 過重労働防止対策に取り組まない場合に、どのような影響があるかを紹介・解説
	(2)過重労働防止対策に必要な知識	「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」等、過重労働防止対策に取り組む上で、事業主及び人事労務担当者が知っておくべき法令等を紹介・解説
	(3)陥りがちな違法行為	典型的な違法事例である①「違法な時間外労働」②「賃金不払残業」などの身近な問題や、③「過重労働による健康障害防止措置の不実施」などを紹介・解説
	(4)事業主等に求められる措置	過重労働防止対策に取り組む上で、事業主と人事労務担当者に求められる措置を解説
	(5)過重労働に関する改善取組事例の紹介	過重労働防止に向けた取組事例の紹介・解説
まとめ		総括・アンケートの記入および回収



セミナーでは、**過重労働解消の取組事例**を紹介します。

企業がどのように課題解決を行なったのか、そのプロセスや改善後の状況、業績に与える影響などについて、テキストには記載されていない**具体的取組みの例**を講師がご紹介いたします。奮ってご参加下さい!

過重労働解消のためのセミナー参加申込書

FAX 03-5913-6409

参加希望日	月 日	会場名			
フリガナ		フリガナ	参加希望人数		
氏名		企業・団体名			
業種		企業規模	10名未満	10~49名	50~99名
			100~299名	300名以上	
電話	-	e-mail	@		

※いずれかを○で囲む

労働保険概算保険料(第2期分) ◎ 納付は10月31日までに ◎

労働保険料の年度更新申告において、概算保険料の金額が40万円(労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみが成立している場合は20万円)以上であり、かつ「延納の申請」をした場合には、概算保険料を3期に分割して納付することができることになっています。

それぞれの法定納付期限は	全期・第1期分	7月10日
	第2期分	10月31日
	第3期分	翌年1月31日

であり、納期限が土曜日、日曜日及び祝日に当たるときはその翌日が納期限となります。

第2期分の納付書は10月下旬に発送予定です。納付期限までに完納されますようお願いいたします。

納付は金融機関の窓口の他、インターネットバンキングまたはATMを利用した電子納付も可能です。電子納付の場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応している必要があります。詳しくはPay-easyホームページを参照してください。(http://www.pay-easy.jp/index.html)

口座振替にて納付される場合は、振替日は平成28年11月14日です。

労働保険料の納付についてのお問い合わせは、茨城労働局労働保険徴収室(029-224-6213)または各労働基準監督署までお願いします。

◎ 労働保険料の納付について ◎

「10月は労働保険料滞納整理強化月間です」

労働保険料は、業務上又は通勤上による労働者の負傷等に対する給付等を行う「労災保険」と、労働者の失業に伴う失業等給付等を行う「雇用保険」の重要な財源となっています。

大部分の皆様が期限内に納付されていますが、納付を怠っている滞納事業主も一部見受けられます。

このため茨城労働局と県内の労働基準監督署は、期限内に納付された方との公平性を確保するために、10月を「労働保険料滞納整理強化月間」として、滞納事業主に対し、電話や訪問による督促、滞納処分等を集中的に行います。まだ納付がお済みでない方は、至急「納付書」にて金融機関等で納付をお願いします。

事情により納付できない方は、滞納したまま放置せず、茨城労働局労働保険徴収室029(224)6213又は所轄労働基準監督署にご相談下さい。

労働保険料を納付しないとどうなる？

①「延滞金」が発生します(労働保険徴収法第28条)
 納期限を過ぎても納付がない場合は、保険料とは別に「延滞金」が発生します。「延滞金」は納期限の翌日から納付されるまでの日数に応じ、未納保険料額に最大で年14.6%を乗じて計算します。

②「滞納処分」を受けることがあります(労働保険徴収法第27条)
 督促後も納付されない場合には「滞納処分」を行うことがあります。納付の相談が無い、納付の約束が守られないなど、納付の意思が認められない場合には財産調査を行い、未納の労働保険料相当額の財産を差し押さえ、保険料に充当します。これら一連の手続きを「滞納処分」といいます。

③労災保険給付に関して「費用徴収」が行われます(労災保険法第31条第1項第2号)
 事業主が労災保険料を滞納している期間中に労災事故が発生し、被災労働者等に労災保険給付を行った場合、事業主からその保険給付に要した費用(最大40%)を、保険料とは別に負担してもらいます。

④雇用に関する「各種助成金」が支給されません(雇用保険法第62条)
 助成金の財源は労働保険料です。労働保険料が納付されていない事業主については、助成金の支給対象になりません。

⑤「納入証明」が交付できません
 労働保険料を滞納していると、経営事項審査などに必要な納入証明書を交付できません。

労働保険料算定基礎調査を実施します

茨城労働局及び各労働基準監督署では、毎年労働保険料の算定基礎調査を実施しております。

この調査は、労働保険年度更新手続きにより申告された前年度及び前々年度の確定保険料について、適正徴収の確保と費用負担の公平を期すことを目的に実施するものです。

調査の対象となる事業場は、原則として過去2年以上未実施の事業場を予定しております。

調査の実施方法につきましては、対象事業場への立ち入り調査を原則といたします。

また、算定基礎調査を実施する際には、適用業種・保険料率の適否についても併せて確認させていただくことがあります。

これまでの調査結果によりますと、過少申告となっている主な原因としては、継続事業では、短時間就労者（パート・アルバイト等）のうち、雇用保険の加入要件を満たす者の賃金算入もれ、過大申告となっているものでは、労働者とならない取締役等の役員報酬の誤算入などが見受けられております。建設の事業では、元請工事や追加・変更工事、前年度以前からの繰越工事の算入もれ、適用業種の誤り等が主な原因となっております。

算定基礎調査において誤りが発見された場合には、過少申告については、不足保険料額を追加納付していただくとともに、追徴金を納付していただくこととなります。過大申告については、過大保険料額が還付請求手続きにより還付されることとなります。

調査対象となった事業場につきましては、事前に調査実施の日時、準備資料等について通知いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

11月は労働保険適用促進強化期間です。

茨城労働局では、労働保険適用徴収行政の重要課題として、労働保険の未手続事業の一扫を図るための対策を推進しています。また、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部との連携にて労働保険の適用促進を図っています。

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により一人でも労働者を使用する事業主に加入が義務付けられております。

労災保険給付や失業等給付を通じた労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っており、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

そこで、本年11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め全国的に広報活動を展開し、もって労働保険制度のより一層の理解、周知を図り、労働保険の適用促進を図ることとしております。

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で労働保険の加入手続きを行われますようお願いいたします。

問合せ先 茨城労働局総務部労働保険徴収室

TEL 029-224-6213 <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

**10月27日～11月2日は電子政府利用促進週間です！
労働保険関係手続のオンライン申請をご活用ください。
～業務の効率化、コスト削減に効果が期待できます。～**

インターネットを使って、社会保険や労働保険の手続きができるのをご存知ですか。

「電子政府の総合窓口(e-Gov:イーガブ)」の電子申請システムを利用すると、窓口に行かなくても、24時間いつでも社会保険や労働保険の手続きが行えます。

オンライン申請は、書面による申請に比べて、次のようなメリットがあります、ぜひ、この機会にオンライン申請をご利用ください。

オンライン申請のメリット

- (1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます
- (2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

(1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます

社会保険・労働保険の手続きのため、労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所など役所の窓口に出かける機会は多くあります。そのための移動時間や費用も積み重なると大きな負担になりますが、オンライン申請の活用により、時間・コスト削減が期待できます。コスト削減効果を考える上で、次の試算を参考にしてください。

【オンライン申請により期待できる削減コスト】年間15,000～20,000円程度

- 書面で申請を行う場合のコスト……………約30,000円
 - ・年間の社会保険・労働保険関係の届出……………6回
 - ・行政機関滞在時間、移動時間……………2時間
 - ・1回当たり往復交通費……………320円
 - ・時間当たり給与……………2,383円
 →2,383円×2時間×6回+320円×6回=30,516円
- オンライン申請を行う場合のコスト
 - ・電子証明書の取得費など……………10,000～15,000円程度
(公的個人認証の利用も可。公的個人認証の取得費は500円)

(2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

申請内容によっては、複数の手続きを効率よく作成・申請することができます。また、前年度記載したものを基に翌年度の書類が作れますので、最初から作成する必要がなく、手間が省けます。入力チェック機能などにより、記入漏れや記入誤りなどを防ぐことができます。なお、e-Govの使い方や操作方法について、分からない場合には、電話やメール、FAXで問い合わせることもできます。

【オンライン申請利用マニュアルなどのご紹介】

- オンライン申請ガイドブック (<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>)
- オンライン申請利用マニュアル一覧 (<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>)

**不明な点は、下記までお問い合わせください。
茨城労働局 総務部 労働保険徴収室
TEL 029-224-6213 FAX 029-224-6258**

育児・介護休業法等が改正されます

—平成29年1月1日施行—

改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が来年1月1日から施行されます。

改正法に係る「説明会」は10月下旬から開催します。詳しくは、茨城労働局ホームページ<イベント情報>をご覧ください。

改正法のポイント

1. 介護休業の分割取得

対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割取得が可能

2. 介護のための所定労働時間の短縮措置等

介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能

3. 介護のための所定外労働の制限(残業の免除)

介護のため所定外労働の免除を請求できる制度が新設

4. 「子の看護休暇」及び「介護休暇」の取得単位の柔軟化

「子の看護休暇」「介護休暇」について、半日単位での取得が可能

5. 有期契約労働者の「育児休業」及び「介護休業」の取得要件の緩和

「入社1年以上」及び「育児休業の場合は子が1歳6か月になるまでの間に、介護休業の場合は休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に、その労働契約が満了することが明らかでない者」に取得要件が緩和

6. 育児休業等の対象となる子の範囲

法律上の親子関係に準じるといえる関係にある子が育児休業制度等の対象に追加

7. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置が事業主に義務づけ

また、改正法に伴う省令の公布等が行われ、以下のような点も改正になります。

1. 介護休業等の対象家族の範囲の拡大

対象家族の範囲に、「同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹、孫」も追加されます。

2. 常時介護を必要とする状態に関する判断基準の変更

「常時介護を必要とする状態」の判断基準が、以下の(1)または(2)のいずれかに該当の場合になります。

(1) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること

(2) 次の表①～⑫のうち、2が2つ以上または3が1つ以上該当し、その状態が継続すること

項目	状態	1	2	3
①座位保持(10分間一人で座っていることができる)	自分で可	自分で可	支えてもらえればできる	できない
②歩行(立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる)	つかまらないでできる	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗(ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作)	自分で可	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取	自分で可	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄	自分で可	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	自分で可	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達	できる	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない	ない	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある	ない	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪薬の内服	自分で可	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定	できる	できる	本人に関する重要な意思決定はできない	ほとんどできない

平成28年度衛生管理者協議会研修会のご案内

衛生管理者・実施事務従事者向けの労働衛生セミナー

ストレスチェック、まもなく初年度終了！
成功事例、失敗事例から学ぶ
～現場事例を有効活用し、次年度の準備のために～

ストレスチェック制度が施行されて1年が過ぎようとしています。ストレスチェックに関してたくさんの情報は得たものの、実際の運用に戸惑う方は少なくありません。外部に発注して結果が戻ってきても、そこからどう動けばいいのかわからないという質問も聞かれます。

現場の衛生管理者、実施事務従事者としてどのように考え、アクションを起こしていくのかを事例(成功事例、失敗事例)をもとに私たちはお話しします。

また、がんや脳卒中などの疾病を抱える就労者に治療と職業生活の両立を図ることができるようにするための《両立支援のためのガイドライン解説》も併せて開催されます。

講師 産業カウンセラー
鈴木 弘美 茨城産業保健総合支援センター メンタル対策促進員

講師 衛生管理者
石川 秀明 茨城衛生管理者協議会 会員

日時：平成28年11月15日(火) 午後1時30分～4時30分
会場：茨城県産業会館大会議室 水戸市桜川2-2-35
定員：80名(定員になり次第締め切らせて頂きます)
参加費：無料 茨城衛生管理者協議会会員以外の方も申込みができます。

..... 参加申込書 FAX 029(227)4507 (切らずに送信してください)

参加を申し込みます。(複数名参加する場合は任意用紙に参加者氏名を記入してください。)

事業場名		会員加入の有無
所在地・連絡先		有 ・ 無
参加者氏名		

送り先 (一社)茨城労働基準協会連合会 事務局(宮崎・坂本) TEL 029(225)8881
水戸市桜川2丁目2の35 茨城県産業会館14階

介護事業所のための 就労環境整備セミナーのご案内

…………… 安心して働ける職場づくりを目指して ……………

本セミナーでは、介護事業所の就業環境の整備を図り、労務トラブル等を未然に防いで、より良い職場環境作りをして頂くため、労務管理について講義いたします。

初めて総務担当になって不安な方からベテラン総務担当者の方まで、また、労働者を初めて雇用して間もない事業者、是非このセミナーにご参加下さい。

なお、事業所の申し込みがあれば無料で訪問して労務相談にも応じます。

- 日 時** 平成28年10月25日(火) 午後2時～4時30分
- 会 場** 国民宿舎水郷 土浦市大岩田255 (土浦市霞ヶ浦総合公園内 駐車場有り)
- 講 師** 社会保険労務士 飯塚 俊哉 氏
- 定 員** 70名
- 参 加 費** 無 料

セミナーの内容

労務の基本

- ◆ 労働保険や社会保険の手続き ◆ 就業規則の作成・届出
- ◆ 解雇予告と解雇制限 ◆ 適用事業報告 ◆ 保存必要な法定帳簿の整備等

労働時間や休日・休憩等の管理

- ◆ 労働時間管理 ◆ 弾力的な労働時間管理制度の活用
- ◆ 36協定の締結と届出 ◆ 休憩時間の確保 ◆ 年次有給休暇の付与等

安全管理・衛生管理

- ◆ 業務の安全衛生対策 ◆ 衛生管理者・衛生推進者等の選任
- ◆ 健康診断の実施等

※参加ご希望の方は、下記申込書にご記入の上、FAXまたはお電話(029-225-8881)でお申込み下さい。

主催：(公社)全国労働基準関係団体連合会茨城県支部 (一社)茨城労働基準協会連合会
後援：土浦労働基準監督署

…………… 参加申込書 FAX 029(227)4507 (切らずに送信してください) ……………

申込書送付先：FAX 029-227-4507 (一社)茨城労働基準協会連合会 (宮崎・坂本)
水戸市桜川2の2の35 茨城県産業会館14階

「介護事業就労環境整備セミナー」申込書

事業所名		電話番号	
参加者氏名			

すべての事業主の皆さま

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正
(平成28年4月1日施行)

Point 1 雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別が禁止されています。

<募集・採用時>

- ◆単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ◆業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

<採用後>

- ◆労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすること

など

<禁止される差別に該当しない場合>

- ◇積極的な差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと

例：障害者のみを対象とする求人（いわゆる障害者専用求人）

- ◇合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として障害者でない人と異なる取扱いをすること

例：障害者でない労働者の能力が障害者である労働者に比べて優れている場合に、評価が優れている障害者でない労働者を昇進させること

- ◇合理的配慮に応じた措置をとること

（その結果として、障害者でない人と異なる取扱いとなること）

例：研修内容を理解できるよう、合理的配慮として障害者のみ独自メニューの研修をすること

など



Point 2 合理的配慮の提供義務

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を提供していただく必要があります。

<募集・採用時>

- ◆視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ◆聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

<採用後>

- ◆肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ◆知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行なったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- ◆精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること
など

事業主には、これらの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただきます。

合理的配慮は障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ、個別性が高いものです。

したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と事業主とでよく話し合った上で決めていただく必要があります。

合理的配慮は個々の事情がある障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべきものです。

Point 3 相談体制の整備・苦情処理 紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

自主的解決が図れない場合は、都道府県労働局長が当事者からの求めに応じ、必要な助言、指導または勧告を事業主又は障害者に対して行うとともに、必要と認めるときは第三者による調停を行わせます。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。

詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」に係る資料を掲載中です。

URL : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shougaisa_h25/index.html

障害者雇用対策

検索

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

平成28年10月と11月のセミナー案内

当センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象
10月11日(木) 14:00-16:00	産業保健における連携のあり方 ー関係性とシステムの視点からー 【日医認定申請中】	大井 雄一 氏 (産業保健相談員、筑波大学医学医療系 助教、労働衛生コンサルタント)	水戸会場	産業医、産業看護職、衛生 管理者、人事労務担当者、 安全衛生担当者等
10月18日(火) 18:30-20:30	初心者でも分かる化学物質の リスクアセスメント【日医認定申請中】	岩崎 芳明 氏 (産業保健相談員、筑波労働コンサルタント 事務所長、元(株)三菱化学アナリティック 分析事業部環境分析センター長)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生 管理者、安全衛生担当者 等
10月26日(水) 14:40-16:00	メンタルヘルス・ケースカンファレンス	山村 邦男 氏 (産業保健相談員、山村医院院長)	水戸会場	産業看護職、衛生管理者、 人事労務担当者等
11月2日(水) 18:30-20:30	アクションチェックリストを用いた 職場巡視【日医認定申請中】	中谷 敦 氏 (産業保健相談員、(株)日立製作所水戸 健康管理センタ長、産業医)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生 管理者、人事労務担当者 等
11月7日(月) 18:00-20:00	騒音性難聴の基礎知識と対策 ～騒音測定を実施してみませんか!～【日医認定申請中】	和田 哲郎 氏 (産業保健相談員、筑波大学医学医療系 耳鼻咽喉科准教授(騒音性難聴担当医))	水戸会場	産業医、産業看護職、衛生 管理者、安全衛生担当者、 事業主等
11月9日(水) 18:00-20:00	過重労働と医師による面接指導 【日医認定申請中】	小林 敏郎 氏 (産業保健相談員、小林医院院長、前 茨城産業保健推進センター所長)	水戸会場	産業医、産業看護職、衛生 管理者、人事労務担当者、 事業主等
11月14日(月) 18:00-20:00	初心者でも分かる化学物質の リスクアセスメント【日医認定申請中】	岩崎 芳明 氏 (産業保健相談員、筑波労働コンサルタント 事務所長、元(株)三菱化学アナリティック 分析事業部環境分析センター長)	水戸会場	産業医、産業看護職、衛生 管理者、安全衛生担当者 等
11月15日(火) 14:00-16:00	「過労死は防げるか、防げ不得ない 過労死のワケと予防への道しるべ 【日医認定申請中】	松井 玄考 氏 (産業保健相談員、労働衛生コンサルタント、 元和歌山労働局長)	鹿嶋勤労文化 会館 研修室1	産業医、産業看護職、衛生 管理者、人事労務担当者、 事業主等
11月17日(木) 14:00-16:00	問題解決に役立つ解決指向の コミュニケーション【日医認定申請中】	木村 正治 氏 (臨床心理士、くすの森心理相談室代表、 茨城歯科専門学校心理学講師)	水戸会場	産業医、産業看護職、衛生 管理者、人事労務担当者 等
11月29日(火) 13:30-15:30	事業場における発達障害者への 対応について【日医認定申請中】	野口 昇子 氏 (茨城県発達障害者支援センター就労 支援担当)	土浦会場	産業医、産業看護職、衛生 管理者、人事労務担当者 等

会場案内

- 水戸会場 水戸FFセンタービル会議室11階 (水戸市南町3-4-10)
- 土浦会場 ワークヒル土浦 (土浦市木田余東台4-1-1)
- 鹿嶋会場 鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市宮中325-1)

(独)労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8F

TEL 029-300-1221 FAX 029-227-1335 メールアドレス: mito@ibarakis.johas.go.jp

県内の労働災害発生状況速報
(平成28年8月末現在)

業種別	平成28年	前年同期	
計	(16) 1,628	(17) 1,684	
製造業	(2) 433	(1) 481	
鉱業	(0) 4	(0) 5	
建設業	(8) 214	(7) 206	
内訳	土木	(5) 52	(1) 48
	建築	(3) 99	(3) 95
	その他	(0) 63	(3) 63
運輸交通業	(2) 216	(2) 232	
貨物取扱業	(0) 20	(1) 15	
農林業	(0) 23	(1) 36	
畜産水産業	(1) 75	(1) 81	
商業	(1) 243	(3) 234	
その他	(2) 400	(1) 394	

(注) ()内は、死亡者で内数

**最低賃金ワンストップ
無料相談**

最低賃金を引上げることで、引上げの影響が大きい中小企業の皆様を支援する事業についてお知らせします。

賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間、安全衛生管理などの見直しも必要となることがあります。このような中小事業主が抱える様々な経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワンストップで無料相談に応じる事業を行っています。ぜひご利用ください。

最低賃金ワンストップ無料相談窓口はこちらになります

茨城県最低賃金総合相談支援センター
住所 水戸市泉町2-2-33 水戸泉町ビル
オープンオフィス水戸722号
TEL 0800-800-4864

9:00~17:00(月~木・土)、9:00~19:00(金)



平成28年死亡災害発生状況

8月発生追加分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
8月 6~7時	作業者 60歳代 40年	漁業	おぼれ	漁船(総トン数4.8t)に船長と被災者の2名が乗船し、沖合でシラス漁の操業中、漁船が高波を受けて転覆した。船長が海中に転落した被災者を救出したが、救急隊の到着時には既に心肺停止の状態であり、搬送先の病院で死亡が確認された。(船長は負傷なし)
			水	
8月 15~16時	配管工 20歳代 7カ月	その他の 建設業 —その他	破裂	配管の点検補修工事において、配管にエアを入れて漏れ等の点検(石鹼水を使用し配管の溶接部のエア漏れの確認)作業を行っていたところ、突然、配管が破裂し、その風圧で、足場上(高さ8メートル)で点検作業をしていた被災者が約50メートル吹き飛ばされ死亡した。
			その他の 装置・設備	

講習会のご案内(10月中旬~11月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
10/25~26・27・28	日立商工会議所会館	(日立市) 日立協会
10/25~26・28	鹿嶋市商工会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
11/7~8・9	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
有機溶剤作業主任者		
10/13~14	ワークヒル土浦	(土浦市) 土浦協会
11/14~15	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
11/17~18	日立商工会議所会館	(日立市) 日立協会
11/24~25	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
乾燥設備作業主任者		
10/24~26	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
11/29~12/1	ワークヒル土浦	(土浦市) 土浦・水海道・龍ヶ崎協会
ガス溶接		
10/28~29	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 水戸協会
11/10~11	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
11/14~15	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎・水海道協会
玉掛け		
11/10~11・13	ワークヒル土浦	(土浦市) 土浦協会
11/10~11・12	ポリテクセンター茨城	(常総市) 水海道協会
11/25~26・27	平成館	(古河市) 古河協会
フォークリフト運転(学科)		
10/11	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎協会
10/13	日立商工会議所会館	(日立市) 日立協会
10/23	平成館	(古河市) 古河協会
11/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎協会
11/2	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会・水戸協会
11/2	ポリテクセンター茨城	(常総市) 水海道協会
11/4	ワークヒル土浦	(土浦市) 土浦協会
11/10	常陸太田市商工会館	(常陸太田市) 太田協会
11/13	平成館	(古河市) 古河協会
11/16	日立商工会議所会館	(日立市) 日立協会
11/19	NC東日本コンクリート工業(株)	(筑西市) 筑西協会
床上操作式クレーン運転		
10/13~14・15	常陸太田市商工会館	(常陸太田市) 太田協会
10/14~15・16	平成館	(古河市) 古河協会
10/27~28・29・30	茨城県トラック協会県西地区研修会館	(筑西市) 筑西協会
11/10~11・12	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 水戸協会
11/10~11・12・13	日立商工会議所会館	(日立市) 日立協会
小型移動式クレーン運転		
10/27~28・29	常陸太田市商工会館	(常陸太田市) 太田協会
11/16~17・18	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
11/1~2	ワークヒル土浦	(土浦市) 土浦協会
11/28~29	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者		
11/16~18	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会

特別教育・その他の講習		
プレス・シャーの金型等取付け等の業務		
11/25~26	日立商工会議所会館	(日立市) 日立協会
アーク溶接等の業務		
10/26~27	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
11/5~6	平成館	(古河市) 古河・筑西協会
電気取扱業務(高圧)		
11/24~25	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 水戸協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
10/14~15	日立商工会議所会館	(日立市) 日立協会
11/16~18	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎協会
11/29~30	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
特化物能力向上教育		
10/21	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
安全管理者能力向上教育		
11/21	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
職長教育		
10/11~12	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
10/13~14	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 水戸協会
10/13~14	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
11/1~2	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
11/8~9	日立商工会議所会館	(日立市) 日立協会
11/8~9	(一社)水海道労働基準協会	(常総市) 水海道協会
11/16~17	常陸太田市商工会館	(常陸太田市) 太田協会
11/29~30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎協会
安全衛生推進者講習		
11/8~9	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
11/12~13	平成館	(古河市) 古河協会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
10/17~19	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)		
10/23	平成館	(古河市) 古河協会
11/18	茨城県産業会館	(水戸市) 連合会
保護具着用管理者研修		
11/17	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
化学物質管理者養成研修		
10/27	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)		
11/10~12	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
水海道 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478